

塩田地域協議会からの意見書に対する回答

件名：空き家対策について

担当：都市建設部 建築指導課

- 1 法第 14 条に定める「空家等対策に対する措置」について、国の基本指針に沿って、着実かつ迅速に実施されるよう努められたいこと。特に、特定空家等の管理者が解体等を円滑に進められるよう、助成措置を設けるなど、実効性のある計画とされたいこと。

適切な管理が行われていない空家等の責任は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家等対策特別措置法」という。）第 3 条で空家等の所有者等の責務について定められており、第一義的には、空家等の所有者等にあると考えます。そこで、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある特定空家等の所有者等に対し、まずは自ら必要な措置を行っていただくよう粘り強く助言又は指導等を行ってまいります。しかしながら、特定空家等の所有者等によっては、様々な事情等から管理責任を全うできない場合があります。このような特定空家等の所有者等が除去等を適切かつ円滑に進められるような支援施策等について、今後、空家等対策計画を作成する中で、財政状況等も考慮しながら検討してまいります。

- 2 空家等の実態調査及びデータベース化の対象地区について、全市を対象とし、不動産事業者が所有・管理する物件も対象とされたいこと。

市では、平成 28 年度に、昨年自治会の皆様に御協力をいただいた市内の空き家の実態調査を活用し、空家等対策特別措置法に基づく空家等や特定空家等の保安状況及び所有者等を把握するため、市内全域の現地調査を予定しています。

また、空家等につきましては、持ち主が販売用及び賃貸用物件として市場に提供しているものも含まれますが、通常、これらの「空き家物件」は、不動産事業者等によって適切に管理され、市場取引によって図られるものであることから、空家等対策の対象にする必要性が少ないので、実態調査及びデータベース化については対象外として考えています。

一方、たとえ民間の分譲用又は賃貸用不動産であっても、同法の趣旨・目的に照らし、周辺的生活環境に悪影響を及ぼしている特定空家等とみなすものについては、その実態を把握しておくのが適切と考えますので、実態調査及びデータベース化につきましては対象としてまいります。

- 3 自治会など地域住民との情報の共有化を検討されたいこと。

空き家問題につきましては、地域に密接している自治会などの皆様との協働によって、はじめて効率的かつ効果的に空家等対策の取組みが可能となります。自治会などの地域の皆様と情報を共有化することは、大変有意義であると考えています。しかし、空家等に関する情報には、不動産登記簿情報、固定資産課税情報等に加え、管理状況や老廃の

程度などの情報が存在しています。そのような個人情報を共有化するには、市の個人情報保護条例などによって、目的外の利用及びその提供が制限されていることもあるので、その取扱いには細心の注意を払う必要があります。そこで、自治会などの地域の皆様との情報の共有化に当たりましては、どんな情報を、どのように情報を共有すべきか、今後検討してまいります。

- 4 情報提供や相談の窓口を一元化するとともに、専任の相談員を設置するなどの対応を検討されたいこと。

現在、地域の皆様からの空家等に関する相談につきましては、適切な管理が行われていない空家等については建築指導課が対応しており、空家等の再利用による移住・定住につきましてはシティプロモーション推進室が担当しています。しかし、空家等がもたらす問題は、防災、衛生、景観、交通、税務など分野が横断的で多岐にわたっています。そこで、空家等対策に関係する庁内の部局等の連携体制や、地域の皆様からの相談に迅速かつ的確に対応できる相談体制などについて検討してまいります。

- 5 協議会の設置に際しては、空き家問題と密接に関わっている自治会の役員の代表も一員に加えるなどの対応をされるよう配慮されたいこと。

今後、空家等対策計画の作成、実施等に当たり、地域のニーズをより丁寧にくみ取ることや、専門性・公平性を高めるため、第三者機関としての協議会を設置してまいりたいと考えています。その協議会の構成員としては、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者等に加え、地域に密接しています自治会役員の代表も想定しております。

- 6 空家等の利活用について、移住希望者への情報提供を積極的に行うとともに、地域住民が集会施設等コミュニティの場として利用する場合においても助成措置等を検討されたいこと。

市では、平成 27 年 3 月から、市民と都市住民の交流拡大及び移住・定住の促進による地

域活性化を図るため、空き家の情報をホームページに掲載するなど「空き家情報バンク制度」を始めました。今後、更に空家等の情報を登録・集積し、ホームページの内容を充実させて、情報提供を積極的に行ってまいります。

また、空家等や除去後に空き地となった跡地の中には、修繕等を行えば地域交流や地域活性化の拠点として、交流サロンなどに活用できるものがあると考えます。そこで、空家等対策計画を作成する中で、それらの空家等や跡地の利活用の促進に関する支援施策等を研究してまいります。

今後も空家等対策の一層の推進を図り、安全・安心に暮らせるまちづくりに向けて取り組んでまいりますので、地域の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

回 答 書

平成 28 年 1 月 14 日付で提出いただきました意見書につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1 小地域福祉ネットワークの構築に向けた具体的な推進を行うべきこと

小地域福祉ネットワークは、自治会単位の福祉活動組織で、災害時要援護者登録制度の中では自治会支援班として位置づけられています。自治会支援班は、自治会内の要援護者への支援として、声かけ・見守り活動、災害時対応、避難計画の策定等を行う組織で、自治会役員や民生・児童委員等を構成員としています。これは、貴協議会のイメージする福祉情報ネットワークとほぼ同じだと思われま

す。ご提案は、この組織の中にさらに小さい「回覧板の範囲」のネットワークを構築し、福祉情報ネットワークと連携し、自治会が中心となって災害時等に有効に機能する組織を構築するというもので、よりきめ細かな福祉活動につながると考えられます。課題としては、自治会内での個人情報の取扱いと市で把握している情報との整合性などがありますので、今後検討してまいりたいと考えております。

【福祉部・福祉課】

2 災害時要援護者登録制度の実効性を向上すべきこと

災害時要援護者登録制度の住民への周知については、今後も様々な機会を捉えて実施して参ります。また、台帳及びマップの定期的な見直しについては、現在自治会からの申し出により情報更新を行っていますが、台帳が整備されている自治会には、年 1 回情報提供を実施する方向で現在検討中です。

また、ご提案いただいた、自治会が保有している情報等により台帳やマップを作成する方法も一つの手法として有効と考えますが、さらに、市からの情報提供を受け、検証することで正確な台帳とすることができると思われます。

いずれにしましても、台帳及びマップの作成方式はそれぞれの自治会に判断していただき、災害時等に活用できる台帳及びマップとなるよう、自治会の皆様と協働して本制度を推進して参りたいと考えております。

【福祉部・福祉課】

塩田地域協議会からの意見に対する回答

件名:官民一体となった地域振興の取組について

担当：農林部 土地改良課

ため池は、本来の目的である農業水利のほか、防災機能の役割や地域住民の憩いの場にもなるなど、農業、農村において多面的な機能を有しています。

「全国ため池フォーラム」は、ため池の重要性を再確認し、ため池がもつ多くの可能性について理解を深めるとともに、維持管理等における課題をも共有し解決していくことを目的として開催されており、平成 27 年度は石川県七尾市で開催され、平成 28 年度は和歌山県での開催が予定されています。

一方、塩田地域では、今年度で 3 回目となる「ため池フェスティバル」を地域ぐるみで開催し、農業者に限らず、ため池が歴史的過程においても、さらには今後においても地域づくりの核となっていることが確認されました。

こうした状況のなか、上田市を主会場とする「全国ため池フォーラム」の長野県への招致については、これまでの塩田地域の取組状況もふまえ、昨年 8 月に実行委員の皆様とともに県に対し意向を伝えたところです。今後も機会をとらえてフォーラム開催に向けた更なる働きかけに努めてまいります。

「国際かんがい施設遺産」は、国際かんがい排水委員会（通称 ICID）が登録・表彰する制度として、平成 26 年に創設されました。平成 27 年に日本からは 13 施設の申請のうち国内審査を通過した 11 施設を申請し、うち 4 施設が「登録されましたが、長野県内の 2 施設は登録には至りませんでした。

審査基準は、建設から 100 年以上経過していること、地域において極めて重要なかんがい施設であること、適正に運営・管理され模範となる施設であることなどとしています。

市といたしましては、平成 27 年に国内審査に申請された 13 施設の状況を精査のうえ、登録された 4 施設の優位性等を確認することに加え、今後も申請等に関する情報に注視し、塩田地域のため池群の「かんがい施設遺産」の登録に向けた支援に努めてまいります。